

第 号
令和 年 月 日

税務署長

酒類の保存のためアルコール等を加えることの承認通知書

令和 年 月 日付で酒税法施行令第 50 条第 5 項の規定により申請のあった酒類の保存のためアルコール等を加えることについては、酒税法第 43 条第 1 項第 6 号の規定により、下記の申請内容のとおり承認することとしましたので通知します。

記

--